

保 健 所 運 営 報 告

〔注〕

- 1 売掛所が取扱い団体に対して実施した販促活動(自社を含む)の実施状況を記載するものであること。
- 2 販賣所のうち、実際に販賣したもののは、販賣所企画に販賣したと定義して記載した場合は既に販賣所の担当(販売部上等(等を含む))が参加して行った場合を計上すること。
- 3 販賣所内における販賣実績を記載した場合は算上すること。
- 4 販賣(販賣回数)欄には、実質販賣が不可能な場合(販賣部上等(等を含む))、販賣時間(販賣時間内を1単位とし、1時間未満でも算上ごとに1単位を加えて算出した販賣実績を計上すること)など、販賣、流通並びに流通時間に特有の用語がないこと。
- 5 各販賣部内販賣実績を販賣部別に算上する際に「実質販賣」欄には「販賣回数」欄は販賣部の内容に応じてそれぞれ複数の区分に分けて「販賣回数」欄は販賣部上等(等を含む)に付記すること。

### 保 健 所 運 営 報 告

		調査所番号	面積・人口統計 河川・人口統計 号			
2 (1) 母子両生(妊娠の届出)		平成9年1月～3月				
		0 2 1				
		妊 娠 週 (月)	数			
妊娠の届出 をした者の数 (1)		満12週以内 (第3月以内) (2)	満13週～19週 (第4月～第5月) (3)	満20週～27週 (第5月～第7月) (4)	満28週以上 (第8月以上) (5)	不 明 (6)

(注) 母子保健法第15条の規定による妊娠の露出の状況を把握するものであること。  
2 本年中に露出了された妊娠露出者、又は市町村長（岐阜市の市長を除く。）から報告された妊娠の露出に関する報告に基づいて計上す。

〔社〕

- ① 病院施設基準に該する保健所認定及び市町村の実績状況を把握するものであること。
- ② 「市町村の実績」のうち病院が該当されたものは「医療施設形態」と「市町村支給費率」に記載すること。
- ③ 認定、実績算定又は監査（いわゆる監査上りと呼ぶを含む）が行われた場合は記載すること。
- ④ 実績の「本年別認定初実績実入院日以降」には、本年中に初めて受託を受けた者の実員数を計上すること。
- ⑤ 認定の「本年別認定初実入院日以降」には、それまでの実員数（実績）について、本年に初めて受託を受けた者の実員数を計上すること。
- ⑥ 医療機関に委託して行う医療用調剤（昭和46年5月1日以後医療費控除の認可事業者に適用されるもの）については記載しないこと。

## 保 健 所 運 営 報 告

(注) ① 乳幼児健診に関する保健所活動及び町村の実施状況を把握するものであること。  
 ② 「田町村の実績」のうち保健所が記載したものには「(実施・未実施)」及び「(実施)」、「町村支援分」にも付すこと。  
 ③ 医師、保健婦は勤務医(いすれか両者とも含む)の所属に付すこと。  
 ④ 病院の「本年実施健診回数」は1月14日現在におけるものとし、記入すること。  
 ⑤ 「年齢別健診回数」(「→2」)には1歳から5歳までの健診回数を記入、「3歳児健診結果」には、3歳児の健診結果を行ったものと付すこと。  
 ⑥ なお、3歳児健診結果を市町村が記載できない場合は「(町村の実績)」に記入すること。  
 ⑦ 医療機関に於いては「乳児健診回数」(6月1日現在の乳児健診回数)と「乳児健診回数(次年度)」については記入しないこと。

	妊産婦訪問指導		新生児訪問指導(未熟児を除く)		未熟児訪問指導	
	妊娠中婦指導	妊娠指導	本年 初回 被訪問実員 (1)	本年 初回 被訪問実員 (2)	本年 初回 被訪問実員 (3)	本年 初回 被訪問実員 (4)
保健所活動(1)						
(西衛)市町村支援分(2)						
市町村口実集(3) (登録分娩数による)						

〔注〕  
1 給付指導に付する保健所活動及び市町村の実情状況を把握するものであること。  
2 「市町村の実情」のうち保健所が依頼されたものは「保健所活動」及び「(両側)市町村力量分」にも計上すること。  
3 他の医療機関(医療法人の既存によると見なす医療機関等及び近隣市町村に対する訪問指導等、法医(集)病院による訪問指導並びに注第15条の規定による医療機関の実情状況の計上すること。

保 健 所 運 営 報 告

(注) 1 先医療指針第19回の規定において、保健衛生において行った教育指導の状況を把握するものであること。  
2 実施の「本年第一回被指導者実員登録」には、医師相談又は被指導者登録を踏まて医師指導を受けた者たち、本年において初めて指導相談の判定がなされた者について計上すること。  
3 表現の「医師相談」には、医師に関する指導相談の判定により医師の区分ごとに指導を受けた人員数を計上すること。  
4 實施の「被指導者実員登録」に於ける被指導者登録区分による区分に計上すること。なお、指導の結果1箇所以上の判定が同時になされた場合は、それぞれの区分に計上すること。  
5 表現の「被指導者」には、障害者によってそれらの担当区分に計上すること。

# 保健所運営報告

# 保健所運営報告

3 歯科衛生

平成9年1月～3月

030

		検診・保健指導				
保健所活動	妊娠婦(1)	乳幼児	その他の	計(6)		
		3歳児健診査(2)	その他(3)			
市町村支援分	個別指導延人員(1)					
	開設回数(2)					
	延人員(3)					
(再掲)市町村支援分	個別指導延人員(4)					
	開設回数(5)					
	延人員(6)					
(する市町村の実施を除く。)	個別指導延人員(7)					
	開設回数(8)					
	延人員(9)					

		予防処置を受けた者の延人員			治療	
保健所活動	妊娠婦(7)	乳幼児(8)	その他の(9)	処置、治療を受けた者の延人員(10)	計(11)	
(再掲)市町村支援分(11)						
市町村の実施(12) (保健所を設置する市を除く。)						

(注)

- 保健所及び市町村が歯科衛生について本年中に実施した活動状況を保健所活動及び市町村の実施とに区分して把握すること。
- 「市町村の実施」のうち保健所が依頼されたものは「保健所活動」及び「(再掲)市町村支援分」にも計上すること。
- 表頭「検診・保健指導」の「乳幼児」の「3歳児健診査(2)」には、歯科についての3歳児健診査を行ったもののみを計上し、「その他の(3)」には3歳児健診査以外の検診・保健指導を行ったものを計上すること。
- ただし、3歳児健診査の実施主体は市町村ではないが、市町村が県から委託されて行った場合は「市町村の実施」に計上すること。
- 表頭「集団指導」の「開設回数」は、従事した人員、時間にかかわりなく開設ごとに計上すること。

4 栄養改善指導

平成9年1月～3月

040

		指導対象				(再掲)指導内容		指導者(地区組織)
保健所活動	母子(1)	成人(2)	(再掲) 40歳以上(3)	その他(4)	計(5)	がん及び基礎器系の疾患等(6)	その他の疾患(7)	(8)
		個別指導延人員(1)						
市町村支援分	訪問指導延人員(2)							
	開設回数(3)							
	延人員(4)							
(再掲)市町村支援分	個別指導延人員(5)							
	訪問指導延人員(6)							
	開設回数(7)							
(する市町村の実施を除く。)	個別指導延人員(8)							
	訪問指導延人員(9)							
	開設回数(10)							
市町村の実施	個別指導延人員(11)							
	訪問指導延人員(12)							
	開設回数(13)							

		施設指導			
保健所活動	集団給食施設	その他の給食施設		計(15)	
		1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上		
市町村の実施	栄養士のいるもの(9)	栄養士のいないもの(10)	栄養士のいるもの(11)	栄養士のいないもの(12)	計(13)
	個別指導施設数(13)				
	開設回数(14)				
市町村の実施	延施設数(15)				

(注)

- 保健所の栄養指導員又は栄養士及び市町村の栄養士が本年中に実施した栄養改善指導の実施状況を保健所活動及び市町村の実施とに区分して把握すること。
- 「市町村の実施」のうち保健所が依頼されたものは「保健所活動」及び「(再掲)市町村支援分」にも計上すること。
- 表頭「施設指導」の「集団給食施設」には、(特定多數人に対して通例として慣習的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設)について個別栄養指導を行った場合に「1回100食以上250食以下又は1日250食以上750食以下」の集団給食施設と「1回300食以上又は1日750食以上」の集団給食施設に分け計上し、「その他の給食施設(1回50食以上又は1日100食以上)」には「集団給食施設」以外のものについて計上すること。
- 表頭「集団指導」の「開設回数」は、従事した人員、時間にかかわりなく開設ごとに計上すること。

保 健 所 運 営 報 告

1

- 1) 保険所における被保険者扶養の状況を把握するものであること。
  - 2) 治療開始日から一定期間(規定月数)までの後の費用で被保険者に関する要件に該当しているかを記入用紙を作成したもののについて計上すること。
  - 3) 被保険の「本人負担」は次のように計上すること。
    - 1) 被保険者負担額、年々負担額(前年から引き継ぎ額、請求を受けた者も含む)、精神障害相談及び精神障害扶助指導を受けた場合の本人負担額を計上すること。
    - 2) 第一回の費用の算定に際しては、最も高い負担額のみ「1」と記入すること。
    - 3) 被保険者負担額、個人負担と一緒に算定を記入せば可い場合は、被保険者本人のみについて計上すること。
    - 4) 被保険者負担額、個人負担と一緒に算定を記入せば可い場合は、相談を受けた精神障害者等ごとに、個人負担を計上すること。

保 健 所 運 営 報 告

- ① 基本的には「現実社会主義の政策状況をもとに、何に問題があるものであるか」こと。
  - ② 併存する他の社会主義者自身は「現実社会主義を把握し、それを発展させる記録を作成しなむ」について計上すること。
  - ③ 同一人物について「現実社会主義を担当する問題解決、それぞれの提出する部分に計上すること。」
  - ④ 現実の「政治的立場」は、現実的立場と現実問題との対応の立場の上に何を行うか充実した論述について計上すること。ただし、実際の政治上の論議のうち「結論」から「人や事件」までに亘る論議について、ここに記すとするべきである。
  - ⑤ 実際の「政治的立場」には、本年中に問題提起又は論議問題となり問題解決のために実践した実践内容を計上すること。
  - ⑥ 「現実の「政治的立場」」は、現実社会主義が常に抱くべき立場を示すことを計上すること。なお問題数値へ直接もしないで記述した場合は、その通算問題数を計上すること。

保 健 所 通 告 報

31

1. 感染症、熱性疾患、風疹、結核、歯科疾患や皮膚疾患の有りの場合は、その治療が終了した上で、一度以上又は定期巡回に対して行われた衛生教育についての質問用紙を記入するものである。

2. 調査所長が該所にて行ったものかほか、他から説明を受けてあるものについても記入して下さい。

3. 次のものはないか。

  - 1) 一般経営、医療経営又は施設による施設を行った場合
  - (2) 犬・猫等に特に病害又は負傷の自発的より原因で通院し、りき者を抱めぬ状態下、施設内に於いて衛生教育を行った場合
  - 2) バックパック又はランチパック等を記入せよと記載した場合
  - 3) 施設所長の承認の下で実行している場合は、施設所長の承認印を記入せよと記載した場合
  - 4) 病院・診療所等の施設のものでは、施設の施設名を記入せよと記載した場合
  - 5) 施設所長の承認の下で実行している場合は、施設所長の承認印を記入せよと記載した場合
  - 6) 施設所長の承認の下で実行している場合は、施設の施設名を記入せよと記載した場合

4. 「□」内には「○」で選択する。□の欄に複数記入しないこと。

### 保健所運營報告

1

- ① 住民所及び市町村に加算している医療費（土）が付した経営指導の状況を把握するものであること。  
② なお、「医療所医療費（土）」の市町村に記載されたものについては、「(例) 医療所医療費区分」にも記入すること。  
③ 例は、既往歴の記載について「医療費（土）」から「既往歴」までの区分記載があると記入して、経営指導を行った場合は、それぞれ記述する医療の区分に記入し、「(例)」から「既往」までの区分には記入しないこと。  
④ 実際の「医療所医療費（土）」には、医療費の記載であって医療費の記載上又は内用印に記載しているに付いても、ここに含めて記入すること。

### 保 健 所 運 営 報 告

- ① 保険会社及び町村に勤務している税理士（士）について被保険者、被扶養者等専門機関以外の連絡の対人サービス取扱状況を把握するものであること。なお、「被扶養者専門機関（士）」のうち、町村から抜擢されて行ったものについては、「（別紙）町村支配分」にも計上すること。
  - ② 「被認定法人」は見回査に従事した員外の年齢区分をもしたものであること。
  - ③ 「被認定法人」の「この規程」に記載する被扶養者（士）からの連絡の際には被扶養者を含めること。

# 保健所運営報告

9 (2) 予防接種(定期)

平成9年1月～3月

092

接種者数	D P T						(1)から(5)までの計	
	第1回接種			追加接種	第2期			
	第1回	第2回	第3回		(5)	(6)		
	(1)	(2)	(3)	(4)				
ジフテリアトキソイド使用 (1)								
沈降ジフテリアトキソイド使用 (2)								
ジフテリア破傷風混合トキソイド使用 (3)								
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド使用 (4)								
沈降破傷風トキソイド使用 (5)								
沈降精製百日せきジフテリア 破傷風混合ワクチン使用 (6)								
対象者数 (7)								

接種者数 (8)	急性灰白脳炎		麻しん	風しん		日本脳炎						(7)から(9)までの計		
	第1回			第2回		第1期		第2期		第3期				
	(7)	(8)		(9)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)			
	対象者数 (9)													

- 〔注〕
- 1 予防接種法による定期的予防接種の実施状況を把握するものであること。
  - 2 接種者数は、予防接種法施行規則第13条の規定による市町村長から保健所長への報告に基づいて計上すること。
  - 3 対象者数は、各市町村の予防接種実施計画により算出・計上すること。
  - 4 風しんの「第1期00」欄は予防接種法施行令第1条に規定する予防接種について、「第2期00」欄は予防接種法施行令附則第3条に規定する予防接種について、それぞれ計上すること。

## 保健所運営報告

10 (1) 結核予防(定期及び定期外の健診診断・予防接種)

平成9年1月～3月

接種者数 (1)	定期外						(年間) 乳幼児のうち再びヘルペス抗体検査者
	市町村長又は特例区の区長	施設の長	乳幼児	その他	患者家族	その他	
被注射者数 (2)							
被判定者数 (3)							
陰性者数 (4)							
陽性者数 (5)							
強陽性者数 (6)							
B.C.G接種者数 (7)							
簡易撮影者数 (8)							
直達撮影者数 (9)							
かくさん検査者数 (10)							
結核患者数 (11)							

(注)

- 1 結核予防法による定期及び定期外の健診診断及び予防接種について、その実施状況を把握するものであること。
- 2 法第1条第1項及び第22条の規定による実施措からの通知又は報告(結核予防接種実施予防接種月報)をもとにして本年分をとりまとめ、計上すること。
- 3 なお、政令市長の家庭医療としての保健所長が法第4条第3項による定期的健診診断及び予防接種を実施した場合は、政令市長が実施することによって計上すること。
- 4 法第「乳幼児00」には、表題「乳幼児00」の欄と表題「陽性者数00」の欄と併せてそれらの数を当欄に計上すること。

## 保健所運営報告

		保健所符号		型別・人口別 符			
						102	
10 (2) 結核予防(被保険者等別医療の公費負担)		平成9年1月~3月					
	被用者保険		國民健康保険		老 人 保 健 法	生 活 保 護 法	その他の 計
	本 人 (1)	家 族 (2)	一 般 (3)	退職本人 (4)	退職家族 (5)	(6)	(7)
申 請 (1)							
合 格 (2)							
承 認 (3)							

一

- 1 結核予防法第34条の規定による医療費の実費負担の状況を把握するものであること。
  - 2 表頭の区分の2以上に該当する者については、最も左の区分にのみ計上すること。ただし、老人保健法による医療受給者は「老人保健法」欄のみ計上すること。
  - 3 例年の「合否」には、扶養扶助受給権の認定を受けた者のうち、本年中に「合否」の決定がなされた者の数を計上すること。

#### 10. (3) 結核予防（被保険者等別従業禁止・命令入所の公費負担）

七

- 1 結核予防法第35条第1項に規定する公費負担について、その実施状況を把握するものであること。  
2 公費負担の申請があり、その承認を行った年の属する年中又は解除を決定した年の属する年中にそれぞれの件数を計上すること。  
3 「本年中承認回数(2)」には、既に結核予防法第35条第1項による公費負担を行っている者についての継続承認は含めないこと。  
したがって、「上年中解除数(3)」についても既往申請があり、継続認定された者は解除の扱いとしないこと。

## 保健所運營報告

《送》

- 医療所において取り扱った細菌学的病原微生物又はバクテリスの感染状況を把握するものであること。
  - 伝染病又は潜伏傳染病等の病原体（ただし、防護対策を必要とする病原体を除く）の挙げは含めないこと。
  - 潜伏期が自ら発症したものについて、既往の判断的または疑いのある部位に、検査を実施したのに伴い、経過の観察を実施した日の属する年中に計上すること。
  - 異常の区分は、検査の対象によってそれなりに分類して記入すること。したがって、ある区分に属するものを対象として検査を行った場合には、その対象の中に同時に他の区分に該当するものがある場合はアットマーク（＊）の付記の欄にその旨を記入すること。

保 健 所 運 営 報 告

「故」

- ① 営利性被扶養に関する保健所施設及び市町村の実情状況を把握するものであること。  
② 亂用が最も危険なものについては施設の引削(引銷)の日々年中に、特に其教訓を放棄したものについては結果の報告を受けた日の翌年中に上すること。  
③ 前項の「市町村の施設」(保健所を設置する者を除く)には、平成23年版第6回及び第8回の規定に基づいて行われるものについては、含めないこと。

#### 保 健 所 運 営 報 告

保健所符号      型别·人口别  
符      号

### 15 (1) 環境衛生（環境衛生監視員等の調査・監視指導）

平成9年1月～3月

1 5 1

(续)

- 管内の環境衛生関係施設に対して行った環境衛生監視員及び環境衛生指導員等の現場調査及び監視指導の状況を把握すること。
  - 立入検査の対象となっている施設については、環境衛生監視員、環境衛生指導員、又は水道法第39条に規定する当該職員の行ったものについて計上すること。
  - 情報に基づき業者可否認営業施設の調査に出了した場合、又は監視の結果見出した無許可営業施設については計上しないこと。
  - 計上の単位は、同一施設を1回監視指導すること「1」とすること。なお、同一施設を2人以上で同時に監視指導した場合は「1」とすること。

15 (2) 環境衛生(飲料水水質檢查)

1 5 2

	水道事業 (開港水道事業を除く) (1)	簡易水道事業 (2)	水道用水供給事業 (3)	専用 水道 (4)	簡易専用水道 (5)	その他の水道 (6)	井戸等 (7)	計 (8)
検査した機体数 池から依頼された又は池に依頼した機体を含む。	給水栓水・蛇口水等 (1)							
	水道原水 (2)							

〔注〕

- 1 保健所において取り扱った飲料水施設の水質検査の状況を把握するものであること。
  - 2 飲料水施設における栓水栓・蛇口・戸戸等及び水道源水から直接採取した水の水質検査について計上するものであること。

## 保健所運営報告

保健所符号

16 試驗檢查

150

		件 数
病原微生物学的検査	赤 痘	培養・同定 (1)
	コレラ	培養・同定 (2)
	チフス	培養・同定 (3)
	結 核	塗 ま つ (4)
		培養・同定 (5)
	そ の 他	塗 ま つ (6)
		培養・同定 (7)
	食 別 中 摭 毒	赤 痘 (8)
		ナルモナラ (9)
		そ の 他 (10)

		件数
臨 床 学 的 的 検 査	血液学的検査	血算 02 赤血球沈降速度 03
		血液型 04
		その他の検査 05
	生物学的検査	梅毒血清反応 06 エイズ検査 07
		その他の検査 08
	生化学的検査	肝機能検査 09
		脂質検査 10
		その他の検査 09
	尿検査	03
		潜血反応 03 寄生虫卵 00
生理学的検査	心電図	04
	頭部	03
胸部X線検査	間接撮影	07
	直接撮影	03
その他の		04
02から09までの計		09

		件数
食品等の検査	細菌学的検査	03
	理化学的検査	02
	その他の検査	03
水質検査	飲用 水	細菌学的検査 04 理化学的検査 05
	井戸水	細菌学的検査 06 理化学的検査 07
	その他	細菌学的検査 08 理化学的検査 09
	プール水等	細菌学的検査 10 理化学的検査 11 生物学的検査 12
	排水等	細菌学的検査 13 理化学的検査 14 生物学的検査 15
浄化槽検査		06
環境測定検査		06
その他検査		06
01から06までの計		48

〔三〕

- 1 保健所において本年中に実施した試験検査にかかる検体数を把握すること。
  - 2 保健所において行った検査の分について計上し、他の検査施設に依頼したものについては計上しないこと。
  - 3 表側の区分ごとに検査した検体数を計上すること。なお、同一検体について表側に掲げた2種以上の検査を実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。

## 保 健 所 運 営 報 告

保健所符号		型別・人口別 符	
-------	--	-------------	--

1 7 0

17 エイズ（相談件数及び検査のための採血件数）

平成 9 年 1 月～ 3 月

相 談 件 数		H I V 抗体検査のための採血件数	
電 話 (1)	来 所 (2)	スクリーニング検査 (3)	確 認 検 査 (4)

〔注〕

- 1 この表は、保健所におけるエイズに関する相談・検査状況を把握するものである。
- 2 保健所において受け付けたエイズに関する相談件数及び保健所が行った H I V 抗体検査のための採血件数を計上すること。
- 3 下記の審査式が成立すること。

(3) ≥ (4)

SAMPLE